

総務部地震災害対策本部体制発令基準

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>①管内で震度4の地震が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合</p> <p>③総務部地震災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①管内で震度5弱もしくは5強の地震（但し、大阪市内にあっては震度5弱の地震）が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内の地域で津波警報（津波）を発表した場合</p> <p>③総務部地震災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①管内で震度6弱以上の地震（但し大阪市内にあっては震度5強以上の地震）が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内の地域で津波警報（大津波）を発表した場合</p> <p>③大規模災害が確認された場合</p> <p>④総務部地震災害対策本部長が必要と判断した場合</p> <p>⑤近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p>

総務部風水害対策本部体制発令基準

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>①総務部風水害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①総務部風水害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①いずれかの対策本部が非常体制で他の応援が必要な場合</p> <p>②大規模災害が確認された場合</p> <p>③総務部風水害対策本部長が必要と判断した場合</p> <p>④近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p>